

## 鳥取市社会福祉審議会心身障がい福祉専門分科会報告

平成31年1月8日に開催した鳥取市社会福祉審議会心身障がい福祉専門分科会において、下記事項を決議しましたので、鳥取市社会福祉審議会規程第8条第2項及び第9条の規定により報告します。

## 記

- 1 社会福祉施設等施設整備費補助金協議優先順位設定基準について  
社会福祉施設等施設整備費の国庫補助協議に係る優先順位を設定するための基準について、別紙1の基準を適當と認めた。
- 2 社会福祉施設等施設整備費補助金について  
社会福祉施設等施設整備費の国庫補助協議に係る優先順位について、別紙2の順位を適當と認めた。
- 3 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師の指定について  
次の医師について、指定を適當と認めた。

指定医師等 審査部会 開催年月日	診断に係る 障害の範囲	診療科目	氏名	勤務先
平成30年 7月12日	肢体不自由	整形外科	土海 敏幸	鳥取市江津730番地 鳥取県立中央病院

## 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議優先順位設定基準

平成31年1月8日  
鳥取市福祉部障がい福祉課

### I 目的

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、満たすべき基準の整理と、優先順位を付すための市基準を定める。（協議数制限又は予算制限が設定された場合は、本基準により優先順位の高いものから国庫協議を行うこととする。）

### II 選定方法

国が設定している選定対象施設の基準を満たす事業について、市施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、市の優先順位を付す必要があるため、国が示している留意事項及び市施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

#### 1 国留意事項

項目	内容
(1)障害福祉計画との適合性	現行の障害福祉圏域及び市町村の障害福祉サービスの需要見込みとサービスの提供体制を比較し優先度が高いと考えられるもの。
(2)実態把握に基づく施設整備計画	①単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められること。 ②施設の整備目的、計画等が具体的であること。
(3)関係市町村との調整	①関係市町村との調整が行われていることを前提とし、新たに事業所を創設する場合には整備予定地の市町村長の意見書が添付されていること。 ②施設の建設に当たっては、近隣住民に対する説明や対応を十分に行い理解を得ること。
(4)用地確保	建設用地の確保が確実であること。
(5)実施主体の適格性	①役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能と考えられるもの。 ②法人の指導監督を担当する部局に対し意見を求めるなど当該施設を設置する適格性について厳格な審査を行うこと。
(6)民間補助金との重複	民間補助金の申請と重複しないこと。
(7)事業実施の確実性	障害福祉サービスの趣旨、利用対象者、指定基準、報酬等を十分検討し着実に事業が実施できると考えられるもの。
(8)立地等	創設の場合は、障がい者が地域社会と日常的に交流出来るよう立地等で配慮されているもの。
(9)グループホームの立地・規模等	① 創設の場合は、住宅又は住宅と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ原則として入所施設、病院の敷地外にあること。 ② 創設の場合は1共同生活住居の定員が4人以上10人以下であるもの。

## 2 市優先項目

整備区分	優先項目	理由
S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等	(1) 建築基準法に基づく耐震化基準に満たない施設等の耐震化整備。 (2) 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備。 (3) 災害による停電時の電源確保のための非常用自家発電設備整備。 (4) グループホームにスプリンクラーを設置する大規模改修。(消防法上の設置義務のある事業所に限る。定員・面積の多い施設を優先する。) (5) 地域生活支援拠点に位置付けられる施設整備に係る経費。(定員・面積の多い施設を優先する。)	近年の大規模豪雨、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化するため「防災・減災・国土強靭化のための3か年緊急対策」が閣議決定。設備整備推進が求められている。
A 定員を増加させる整備	(1) 市域におけるサービス提供体制(定員数)の、市障がい福祉計画等の整備計画達成率がより低いサービスの整備。(1件順位を決定する度に、その整備が行われたものとして計画達成率を再計算する。) (2) ①強度行動障がい者、②重度障がい児者、③精神障がい者(グループホームに限る)を対象とするもの。(①、②、③の順で優先とする。) (3) 増加する定員がより多いもの。 (4) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。 (5) 整備予定が、合併前の旧鳥取市以外に位置するもの。	市域において不足しているサービスを充足させるため。 ・入所施設、病院、自宅からの移行ニーズ及び在宅生活の支援のため地域の受け皿となる環境の整備が必要。 ・特定のケアが必要な方への受け皿の拡大が必要。 地域における受け皿の拡大 事業の公平性を確保するため。
B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備	(1) 安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。 (2) 利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。 (3) (1)、(2)以外の修繕等 (4) 入所施設又は居住サービス事業所である。 (5) ①強度行動障がい者、②重度障がい児者を対象とするもの。(①、②の順で優先とする。) (6) 耐用年数に対する経過年数の割合が高いもの。 (7) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	利用者への影響の大きさを踏まえ、より必要性の高い事業を優先的に扱う。

### 3 協議順位の決定方法

#### (1) 整備区分の優先順位

「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」を最優先する。次に「A 定員を増加させる整備」、その次に「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」の優先順位とする。ただし、「A 定員を増加させる整備」について、市域における現状のサービス提供体制(定員数)が市障がい福祉計画等による計画値以上である場合は「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」より後順位とする。

#### (2) 整備区分内での優先順位

- ア 「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」の整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は項目(1)、(2)、(3)の順とし、さらに項目の中で複数の申請がある場合は、定員の多い順、定員が同数の場合は面積の大きい順とする。
- イ 「A 定員を増加させる整備」、「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」それぞれの整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は、整備区分それぞれの優先項目(1)、(2)、(3)・・・の順に、より上位の項目を満たすものを優先し、順位を決定する。

<例>

Aの優先項目(1)について、市域のグループホームが、市障がい福祉計画等の整備計画に対するサービス提供体制の達成率が最も低く、短期入所のサービス提供体制がその次に低いと仮定し、市域のグループホームの整備W・X、短期入所の整備Y・Zが申請された場合。

	優先項目 (1)		優先項目 (2)		優先項目 (3)		順位
W事業	○	W事業	○	W事業	○	W事業	1
X事業	○	X事業	○	X事業	×	X事業	—
Y事業	×	Y事業	—	Y事業	—	Y事業	—
Z事業	×	Z事業	—	Z事業	—	Z事業	—

上図のとおり段階的に(1)、(2)・・・とし、各段階の項目を順次満たしたW事業が1位と決定。

1位となったW事業の整備を行なったものとして、市域のグループホームの市障がい福祉計画等の整備計画に対するサービス提供体制の達成率を修正。

これにより、グループホームのサービス提供体制がある程度満たされ、短期入所のサービス提供体制が最も低くなったとする。

	優先項目 (1)		優先項目 (2)		優先項目 (3)		順位
W事業	—	W事業	—	W事業	—	W事業	—
X事業	×	X事業	—	X事業	—	X事業	—
Y事業	○	Y事業	○	Y事業	○	Y事業	2
Z事業	○	Z事業	○	Z事業	×	Z事業	—

同様に、段階的に(1)、(2)・・・とし、各段階の項目を順次満たしたY事業を2位と決定。

2位となったY事業の整備を行なったものとして、市域の短期入所の市障がい福祉計画等の整備計画に対するサービス提供体制の達成率を修正し、その後は、市障がい福祉計画等の整備計画に対するサービス体制が一番低いものを優先とする。

## 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議優先順位設定基準について

鳥取市福祉部障がい福祉課

### 1 制度概要

社会福祉法人、医療法人、N P O 法人等が設置する障がい福祉サービス事業所や障害者支援施設等について、創設、修繕等の施設整備を行う事業に対し、国と市が協調（国 1/2、市 1/4、事業者 1/4）して補助。各法人へ申請要望を照会し、応募があったものに優先順位を設定した上で国に協議を行い、内示を受ける。

#### 〈平成 30 年度事業スケジュール〉

平成 30 年 1 月	市から事業所へ要望照会
平成 30 年 1 月	国からの国庫協議案件照会
平成 31 年 1 月	<u>市社会福祉審議会（心身障がい福祉専門分科会）において優先順位設定基準決定及び優先順位決定</u>
平成 31 年 1 月	市から国（中四国厚生局）へ協議書提出
平成 31 年 2 月以降	補正予算成立後、国から市へ内示 内示後事業着手 交付申請、交付決定

#### 〈H31 年度事業スケジュール〉

平成 30 年 10 月	市から事業所へ要望照会
平成 31 年 1 月	<u>市社会福祉審議会（心身障がい福祉専門分科会）において優先順位設定基準決定及び優先順位決定</u>
平成 31 年 3 月	市から国（中四国厚生局）へ協議書提出
平成 31 年 4 月	国ヒアリング
平成 31 年 6 月～7 月	国から市へ内示、内示後事業着手
平成 31 年 7 月～8 月	市から国へ交付申請、国から市へ交付決定、

### 2 社会福祉施設等施設整備費補助金の優先順位設定基準について

平成 31 年度以降も鳥取県と協調しながら施設整備を進めていく必要があるため、県と同じ優先順位設定基準とする。

#### 【概要】（詳細は別紙設定基準を参照）

- ・近年の大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化を推進するため、社会福祉施設等については耐震化整備、ブロック塀の改修及び非常用自家発電設備整備を優先とする。
- ・障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点に位置付けられる施設整備を優先とする。
- ・その他については、障害福祉計画におけるサービス需要見込に対し、現サービス提供体制が不足しているサービスの定員を増やす整備を優先する。

## 社会福祉施設等施設整備事業 実施希望一覧及び優先順位

【A 定員を増加させる整備】

優先順位	法人名	種別 (は、整備後追加)	整備区分	整備概要 (カッコ内は整備前)	定員 (カッコ内は整備前)	所在地	対象経費の 実支額	市補助金	うち国費	法人負担
1 A 法人	放課後等デイサービス・児童発達支援 保育所等訪問支援	大規模修繕	作業療法士、理学療法士の専門職を配置 した放課後等デイサービス・児童発達支 援、保育所等訪問支援を実施しており、リ ハビリテーションへのニーズが多いことか ら、2号店を以前銀行だった建物を改修し て実施	放課後等デイサー ビス・児童発達支 援(10 (0))	鳥取市	16,815	12,611	8,407	4,204	
				小計		16,815	12,611	8,407	4,204	

【B 定員の増加を伴わない立て替え、改修等の整備】

優先順位	法人名	種別 (は、整備後追加)	整備区分	整備概要 (カッコ内は整備前)	定員 (カッコ内は整備前)	所在地	対象経費の 実支額	市補助金	うち国費	法人負担
2 B 法人	障害者支援施設	大規模修繕	・男性ユニット30名×2ユニットを、移 転後の児童部と既存の男性ユニットを改修 し、小規模ユニット3ユニットに変更する ・個室の整備・2人部屋を1人部屋として 利用することにより良いものとするための改修と 居住空間をより良いものとするための改修と ・既存利用者の重度化に対応するため、強 度行動障がい者に適応するための改修を 含めさせて対応するための改修を ・利用者の高齢化に伴い、浴室の段差解 消を実施	大規模修繕 (100)	鳥取市	60,944	45,708	30,472	15,236	
3 C 法人	共同生活援助	大規模修繕	共同生活住居(定員3)にスプリングラー 設備(水道直結方式)を設置する	3 (3)	鳥取市	2,376	1,466	977	910	
4 C 法人	障がい者支援施設	大規模修繕	両施設とも、全館冷暖房設備(石油ボイ ラ一本体集中型)となつていて、当該設 備を各室個別設備(電気型)に改修。	施設①78 施設②79	鳥取市	373,927	280,445	186,963	93,482	
			小計			437,247	327,619	218,412	109,623	
			合計			454,062	340,230	226,819	113,832	